

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

○職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

平成19年3月30日

(人)規則第6号

職務の級の標準的な職務の内容に関する規則（昭和32年大阪市人事委員会規則第1号）を次のように改正する。

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）別表第8に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務（以下「級別基準職務と同程度の職務」という。）の内容及び条例第5条第1項に規定する職員の職務の級を決定する場合の基準については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第4条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 初任給 新たに職員となった者の給料表に定められる給料月額をいう。
- (4) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (5) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (6) 試験 職員の任用に関する規則（平成28年大阪市人事委員会規則第2号）第3条に定める競争試験及び同規則第30条に定める選考をいう。

(級別基準職務と同程度の職務)

第3条 級別基準職務と同程度の職務の内容は、別表第1に定めるところによ

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

り、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 任命権者は、前項の規定に基づく分類を必要とする場合は、あらかじめその旨を人事委員会に報告しなければならない。

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種等欄の区分及び試験欄の区分並びに学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を示す。

- 2 級別資格基準表において、学歴免許等欄の区分に定めがある場合は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3の例による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

(新たに職員となった者の職務の級)

第6条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

- ア 行政職給料表の職務の級4級、5級、6級、7級及び8級
- イ 教育職給料表(1)の職務の級3級及び4級
- ウ 教育職給料表(2)の職務の級3級及び4級
- エ 教育職給料表(3)の職務の級4級

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

- オ 研究職給料表の職務の級 2 級、3 級及び 4 級
- カ 医療職給料表(1)の職務の級 2 級、3 級、4 級及び 5 級
- キ 医療職給料表(2)の職務の級 3 級、4 級及び 5 級
- ク 医療職給料表(3)の職務の級 4 級、5 級及び 6 級
- ケ 消防職給料表の職務の級 4 級及び 5 級
- コ 保育士給料表の職務の級 4 級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、級別資格基準表に定める必要在級年数を満たしていること。

- 2 前項第 2 号の規定を適用して職務の級を決定する場合においては、本市に勤務していた経歴（あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めるものを除く。）以外の経歴に係る期間（以下「外部経歴等の期間」という。）については、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めるところにより、その期間の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

（人事交流等により異動した場合の職務の級）

第 7 条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の職務の級を決定する場合においては、前条第 2 項中「（以下「外部経歴等の期間」という。）」とあるのは、「（以下「外部経歴等の期間」という。）及び第 7 条各号に掲げる者となった時から職員となった日の前日までの期間」と、「その期間」とあるのは「これらの期間」と読み替えて、第 6 条第 2 項の規定を適用し、その者の職務の級を決定することができる。

- (1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 26 号）の適用を受ける者
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年大阪市条例第 62 号）の適用を受ける者

（異動の場合の職務の級）

第 8 条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準を異にする他の

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

職に異動させた場合には、その者が異動後の職に移った日に新たに職員となったものとみなして、第6条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

- 2 職員の給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合には、第6条第2項中「(以下「外部経歴等の期間」という。)」とあるのは、「(以下「外部経歴等の期間」という。)及びその者が職員となった日(免許等の資格を必要とする職に移った者が職員となった日以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日)から第8条第2項に規定する異動の前の日までの期間」と、「その期間」とあるのは「これらの期間」と読み替えて、第6条第2項の規定を適用し、その者の職務の級を決定することができる。

(派遣職員の復帰時の職務の級)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第283条第1項及び第292条により適用し、又は準用する場合を含む。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号)第2条第1項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年大阪市条例第14号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めるところにより、当該派遣された期間(以下「派遣期間」という。)の全部又は一部を各職務の級における在級年数とみなして、その者の職務の級を調整することができる。

(引き続き任用された場合の任期付職員の職務の級)

第9条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第3条若しくは第4条の規定に

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

より任期を定めて採用されている者（以下「任期付職員」という。）が、その任期が満了する日の翌日に引き続き任用される場合（当該任期の満了前と異なる法令の規定により任用される場合及び当該任期の満了前と異なる級別資格基準表の職種等欄に掲げる職種に任用される場合を除く。第10条において同じ。）には、当該任期の開始の日（複数の引き続く任期がある場合にあつては、それらの任期の開始の日のうち最も早い日。第10条において同じ。）から当該任期の満了の日（複数の引き続く任期がある場合にあつては、それらの任期の満了の日のうち最も遅い日。第10条において同じ。）までの期間を各職務の級における在級年数とみなして、第6条第1項第2号の規定を適用し、その者の職務の級を決定することができる。

（昇格）

第10条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、人事委員会の承認を得ること。
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級についての級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 前項第2号の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めるところにより、当該各号に定める期間の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 第6条第2項の規定の適用を受けて職務の級を決定された者（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） その者の外部経歴等の期間のうち同条第2項の規定により在級年数とみなして級別資格基準表を適用した期間以外の期間
- (2) 第7条の規定により読み替えて適用される第6条第2項の規定に適用

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

を受けて職務の級を決定された者　その者の外部経歴等の期間及び第7条各号に掲げる者となった時から職員となった日の前日までの期間のうち同条により読み替えて適用される第6条第2項の規定により在級年数とみなして級別資格基準表を適用した期間以外の期間

(3) 第8条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第2項の規定の適用を受けて職務の級を決定された者　その者の外部経歴等の期間及びその者が職員となった日（免許等の資格を必要とする職に移った者が職員となった日以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から第8条第2項に規定する異動の前の日までの期間のうち同項の規定により読み替えて適用される第6条第2項の規定により在級年数とみなして級別資格基準表を適用した期間以外の期間

(4) 派遣職員　その者の外部経歴等の期間及び派遣期間（これらの期間のうち第9条の規定により在級年数とみなして職務の級の調整を受けた期間を除く。）

(5) 任期付職員　その者がその任期が満了する日の翌日に引き続き任用される場合の当該任期の開始の日から当該任期の満了の日までの期間のうち第9条の2の規定により在級年数とみなして職務の級の決定をした期間以外の期間

（上位資格の取得等による昇格）

第11条　職員が級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（任期付職員の昇格）

第12条　前2条の規定にかかわらず、任期付職員を昇格させる場合には、次の各号に掲げる職務の級の1級上位の職務の級への昇格に限るものとする。

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

- (1) 行政職給料表の職務の級 1 級
- (2) 医療職給料表(3)の職務の級 1 級
- (3) 消防職給料表の職務の級 1 級

(この規則の特例)

第13条 この規則により難い事情があると認められるときは、任命権者はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

(施行細目)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、給料表の区分に応じて次の表の旧級欄に掲げる職務の級であった者に対するこの規則による改正後の職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則別表第2の級別資格基準表の適用については、その者が当該職務の級に属していた期間（消防職給料表の3級に属していた者にあつては、その者の職務がこの規則による改正前の職務の級の標準的な職務の内容に関する規則別表第9第3項第2号に掲げる職務に該当する場合の期間に限る。）は、給料表及び旧級の区分に応じて同表の新級欄に掲げる職務の級における在級年数とみなす。

給料表	旧級	新級
行政職給料表	3級	2級
医療職給料表(2)	2級	1級
医療職給料表(3)	3級	2級

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

消防職給料表	3級	2級
--------	----	----

附 則（平成20年3月31日（人）規則第4号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間に限り、次の表の職務の級欄に掲げる職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、この規則による改正後の職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則第3条第1項及び別表第1の級別標準職務表の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

職務の級	標準的な職務
研究職給料表の 職務の級1級	2級以上を除く研究員又は学芸員の職務
研究職給料表の 職務の級2級	1 担当係長、主査、研究主任又は主任学芸員の職務
	2 高度の知識経験に基づき困難な調査又は研究を行う主務の研究員又は学芸員の職務
医療職給料表 (1)の職務の級1 級	2級以上を除く医師及び歯科医師の職務
医療職給料表 (1)の職務の級2 級	1 係長、担当係長又は主査の職務
	2 病院等の医長の職務
	3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主務の医師又は歯科医師の職務

附 則（平成20年10月29日（人）規則第12号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日（人）規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日（人）規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

附 則（平成22年 3 月31日（人）規則第 3 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月27日（人）規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日（人）規則第 4 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 7 月 1 日（人）規則第 8 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日（人）規則第 4 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月31日（人）規則第11号）

この規則は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月15日（人）規則第 1 号）

この規則は、平成25年 2 月18日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日（人）規則第 7 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日（人）規則第 6 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 4 日（人）規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則の規定は、平成26年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年12月 2 日（人）規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日（人）規則第 7 号）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において行政職給

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

料表の適用を受けていた者のうち、施行日において保育士給料表の適用を受けることとなる者（以下「保育士」という。）が施行日の前日において属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、次の表の旧級欄に掲げる職務の級であった者に対するこの規則による改正後の職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則（以下「改正規則」という。）別表第2級別資格基準表オ 保育士給料表級別資格基準表の適用については、その者が当該各職務の級に属していた期間は、旧級の区分に応じて同表の新級欄に掲げる職務の級における在級年数とみなす。

旧級	新級
1級	1級
2級	1級
3級	2級

3 前項の規定により旧級が3級であった保育士に改正規則別表第2級別資格基準表オ 保育士給料表級別資格基準表を適用する場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、任命権者が定めるところによりその者の在級年数を調整することができる。

4 改正規則第9条の2及び第10条第2項第5号の規定は、施行日以降に任期が満了しその翌日に引き続き任用される任期付職員について適用する。ただし、その者の当該任期の開始の日が施行日前であるときは、これらの条中、「当該任期の開始の日」は「施行日」と読み替える。

附 則（平成27年8月31日（人）規則第13号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日（人）規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日（人）規則第16号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日（人）規則第7号）

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 従前の職務の級の決定に関する規則等の定めによりなされた高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級に関する決定その他の手続はこの規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成29年4月28日（人）規則第11号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日（人）規則第13号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日（人）規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日（人）規則第11号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日（人）規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月26日（人）規則第4号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日（人）規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日（人）規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月25日（人）規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年2月12日から適用する。

附 則（令和3年3月31日（人）規則第11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日（人）規則第17号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

附 則（令和4年3月31日（人）規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日（人）規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日（人）規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日（人）規則第13号）

この規則は、令和6年12月20日から施行する。

附 則（令和7年3月31日（人）規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
1級	主事又は技師の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）
2級	主事又は技師の職務（2級に属する職務に限る。）
3級	副主査の職務
4級	1 主査の職務 2 教育委員会の図書館の長の職務 3 教育委員会所管の学校の事務主任の職務 4 事業所（大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）及び学校以外の教育機関に関する規則（昭和32年大阪市教育委員会規則第11号）に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、課（課に準ずるものを含む。）に属するものの長の職務 5 担当司令の職務
5級	1 副参事又は課長補佐の職務 2 小学校、中学校又は義務教育学校の事務主幹の職務 3 事業所のうち、部（部に準ずるものを含む。）に属するもの（4級

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

	の項第5号に定めるものを除く。)の副所長、副場長、副館長、副園長又は副院長の職務
	4 区役所の会計管理者、出張所の長の職務
	5 消費者センター副所長の職務
	6 保育・幼児教育センター副所長の職務
6級	1 主幹、総括参事又は参事の職務
	2 事業所のうち、部(部に準ずるものを含む。)に属するもの(4級の項第5号に定めるものを除く。)の長の職務
	3 東淀川区役所出張所長の職務
	4 東京事務所副所長の職務
	5 消費者センター所長の職務
	6 中央図書館副館長の職務
	7 消防局企画部監察室長の職務
7級	1 会計室次長並びに局に属する次長及び室長又は総括副理事及び副理事の職務
	2 副区長の職務(西成区副区長の職務を除く。)
	3 技術監の職務
	4 事業所のうち、局(局に準ずるものを含む。)に属するもの(4級の項第5号及び6級の項第2号に定めるものを除く。)の長又は副所長(5級の項第3号、第5号及び第6号に定めるものを除く。)の職務
	5 市税事務所の長の職務
	6 学校運営支援センター又は総合教育センターの長の職務
	7 危機管理室長の職務
	8 儀典監の職務
	9 財政局市債権回収対策室長の職務
	10 計画調整局交通政策室長の職務

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

	11 福祉局生活困窮者自立支援室長の職務
	12 心身障害者リハビリテーションセンター発達障害者支援室長の職務
	13 保健所副所長の職務
	14 中央こども相談センター所長の職務
	15 北部こども相談センター所長の職務
	16 南部こども相談センター所長の職務
	17 都市整備局公共建築室長の職務
	18 淀川左岸線2期建設事務所長の職務
	19 臨港方面管理事務所長の職務
	20 中央図書館長の職務
8級	1 危機管理監の職務
	2 市政改革室長、デジタル統括室長、政策企画室長、会計室長又は担当理事の職務
	3 区長の職務（指定職給料表の適用を受ける職員が行う区長の職務を除く。）
	4 西成区副区長の職務
	5 市民局区政支援室長の職務
	6 中央卸売市場長の職務
	7 財政局税務総長の職務
	8 大阪都市計画局技監の職務
	9 こども青少年局こどもの貧困対策推進室長の職務
	10 環境局エネルギー政策室長の職務
	11 臨海地域事業推進本部長の職務
	12 教育委員会事務局の教育次長又は教育監の職務
	13 消防局の消防次長の職務

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

イ 教育職給料表(1)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
2級	1 デザイン教育研究所（大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年大阪市条例第49号）第1条に規定する大阪市立デザイン教育研究所をいう。以下同じ。）の教諭（指導専任）又は総括実習助手の職務
	2 高等学校（教育職員（条例第5条第5項に規定する教育職員をいう。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき派遣される大阪府立学校条例（平成24年大阪府条例第89号）第3条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）の教諭（指導専任）又は総括実習助手の職務
特2級	1 デザイン教育研究所の首席の職務
	2 高等学校の首席の職務
3級	次席指導主事、総括指導主事又は管理主事の職務
4級	担当課長又は参事の職務

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭（指導専任）の職務
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の首席の職務

エ 教育職給料表(3)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
2級	幼稚園の教諭（指導専任）の職務
3級	幼稚園の主任の職務

オ 研究職給料表

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
2級	1 副主幹又は副参事の職務

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

	2 主査、研究主任又は主任学芸員の職務
3級	1 主幹又は参事の職務
	2 環境科学研究センター所長の職務
	3 大阪城天守閣館長の職務
4級	1 副理事の職務
	2 技術監の職務

カ 医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
2級	1 副主幹又は副参事の職務
	2 弘済院附属病院の副部長の職務
	3 主査の職務
	4 医長の職務
3級	1 主幹又は参事の職務
	2 弘済院附属病院の部長の職務
	3 こころの健康センターの長の職務
	4 心身障害者リハビリテーションセンター診療所長の職務
4級	1 弘済院附属病院の長又は副病院長の職務
	2 心身障害者リハビリテーションセンター所長の職務
	3 保健所の長の職務
	4 副理事の職務
	5 医務監又は保健医療監の職務
	6 健康局保健医療企画室長の職務
5級	首席医務監の職務

キ 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3級	1 主査の職務

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

	2 事業所のうち課に属するものの長の職務
	3 保健衛生検査所長の職務
	4 放射線技術検査所長の職務
4級	1 副主幹又は副参事の職務
	2 弘済院附属病院の副部長の職務
	3 事業所のうち、部に属するもの（3級の項第2号に定めるものを除く。）の副所長の職務
5級	1 主幹又は参事の職務
	2 弘済院附属病院の部長の職務
	3 事業所のうち、部に属するもの（3級の項第2号に定めるものを除く。）の長の職務
	4 生活衛生監視事務所の長の職務

ク 医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
4級	主査の職務
5級	1 副主幹又は副参事の職務
	2 弘済院附属病院の副部長の職務
6級	1 主幹又は参事の職務
	2 弘済院附属病院の部長の職務

ケ 保育士給料表

職務の級	級別基準職務と同程度の職務
3級	1 児童・家庭支援担当主任保育士の職務
	2 地域子育て支援センター主任保育士の職務
	3 区役所の保育士の職務
4級	主査の職務

別表第2（第4条関係）

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許 等	職務の級		
			1級	2級	3級
事務職員	大学卒程度	—	0	1	(2) 6
	短大卒程度	—	0	3	6
	高校卒程度	—	0	5	6
	社会人経験者	—	0	0	2
技術職員	大学卒程度	—	0	1	(2) 6
	短大卒程度	—	0	3	6
	高校卒程度	—	0	5	6
事業担当主事	—	—	0	5	6
司書	—	—	0	1	6
社会教育主事（補）	—	—	0	1	6
福祉職員	—	—	0	1	(2) 6
臨床心理職員	—	—	0	1	6
児童自立支援専門員	—	—	0	1	6
児童生活支援員	—	—	0	1	6
法務職員	—	—	0	0	3
介護福祉職員	—	—	0	3	6

備考

- 試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経歴に係る期間を5年以上有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示す。

2 職種等欄の区分に掲げる職種に該当しない職員の職務の級を決定する場合に必要な資格はあらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

3 事務職員、技術職員及び福祉職員の職務の級の欄の（ ）内の数字は当該職務の級に決定する年度に属するいずれかの日に34歳以上の年齢に達することとなる者に適用する。

イ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許 等	職務の級		
			1級	2級	特2級
校長、教頭、首席、指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び教諭（指導専任）	—	大学卒		0	5
	—	短大卒		0.5	6.5
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手	—	高校卒	0		

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

ウ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許 等	職務の級		
			1級	2級	特2級
校長、副校長、教頭、首席、指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教	—	大学卒		0	5
	—	短大卒		0	7

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び教諭（指導専任）					
講師、助教諭及び養護助教諭	—	高校卒	0		

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

エ 教育職給料表(3)級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
園長、主任、指導養護教諭、教諭、	—	大学卒		0	5
養護教諭及び教諭（指導専任）	—	短大卒		0	7
講師、助教諭及び養護助教諭	—	高校卒	0		

備考 この表の学歴、免許等の資格欄の用語の意義は、教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）別表第1 初任給基準表の備考に定めるところによる。

オ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許等	職務の級	
			1級	2級
薬剤師	—	大学6卒	0	5
	—	大学4卒	0	7
獣医師	—	—	0	5
医療技術職員	—	—	0	7
栄養士	—	—	0	(7)9

備考

- 1 この表の「大学6卒」は、学校教育法による大学の薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業を示す。
- 2 栄養士の職務の級の欄の（ ）内の数字は管理栄養士の免許を有する

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

者に適用する。

カ 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
看護師	—	—	0	1	6
准看護師	—	—	0	5	6
保健師	—	—	0	1	6
助産師	—	—	0	1	6

キ 消防職給料表級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
消防吏員	大学卒程度	—	0	2	4
	大学卒以外	—	0	5	4

備考 試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「大学卒以外」とは、試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」に該当しない試験を示す。

ク 保育士給料表級別資格基準表

職種等	試験	学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
保育士	大学卒程度	—	0	7	5
	短大卒程度	—	0	9	5
	高校卒程度	—	0	11	5
	社会人経験者	—	0	2	5

備考

試験欄の区分に掲げる「大学卒程度」とは、学校教育法による大学の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則

「短大卒程度」とは、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「高校卒程度」とは、学校教育法による高等学校の卒業程度の能力を有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示し、「社会人経験者」とは、民間企業等において職務に従事した経歴に係る期間を7年以上有する者を対象とする試験若しくはこれに相当する試験を示す。